

令和8年熊本地震により甚大な被害が生じている 熊本県御船町へ本市職員を派遣します



ターゲット 17.17

2026年9月4日

郡山市総務部

人事課

課長 佐藤 斉

TEL：924－2048

SDGs ターゲット 17.17 「効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。」

令和8年7月に熊本で発生した地震により、甚大な被害が生じている熊本県御船町に本市職員を派遣するにあたり、以下のとおり出発式を行います。

- 1 日 時 9月7日（月）午前11時
- 2 会 場 郡山市役所本庁舎 2階 庁議室
- 3 派遣職員 税務部資産税課家屋係 主任 古川 かほる
税務部資産税課家屋係 主事 青木 泰地
- 4 出席者 郡山市長
総務部長
総務部理事
税務部長

5 派遣内容

派遣先	派遣期間	派遣人数	従事業務	その他
熊本県 御船町	令和8年9月10日～ 9月16日	2名	住家被害認定 調査業務	総務省の応急対策職員 派遣制度に基づく派遣

【従事業務について】

住家被害認定調査業務とは、災害で被災した住宅等の被害認定を決定するために、損壊程度（全壊・大規模半壊など）を調査するものです。

【派遣スキームについて】

この派遣は、総務省の応急対策職員派遣制度に基づくもので、派遣の目的は「避難所運営や罹災証明書の交付等の災害対応業務を支援すること」と規定されており、短期間で多くの人員が必要となる住家被害認定調査業務等の災害対応業務に対して、マンパワーの支援を行います。